

備 品 購 入 仕 様 書

1 件 名 令和5年度 田丸駅交流施設備品（自動販売機）購入

2 納入場所 度会郡玉城町 佐田49-2

3 納入期限 令和6年3月29日（金）

4 概要

町の地域再生計画「多様なつながり創出・交流再生計画」に基づき、田丸駅交流施設に自動販売機を設置し、利用者の満足度向上を図ること。

5 製品内訳

中型汎用自動販売機（FNS130MRYU1）1台 【参考メーカー：富士電機株式会社】

6 仕様

- (1) 設置場所は別紙図面を参照すること。
- (2) 環境対策のため、省電力やノンフロン対応など、環境に十分配慮したものであること。
- (3) 「自動販売機の据付基準」（JIS規格）を遵守し、転倒防止等の安全対策措置を講じること。
- (4) 偽造通貨の使用による犯罪の防止に努めること。
- (5) 機器外観を施設内環境及び地域再生計画の趣旨を考慮したラッピング等でデコレーションすること。

7 その他

- (1) 物品の搬入・設置費用は、受注者負担とする。
- (2) 物品の搬入経路・設置場所については、係員の指示によること。
- (3) 物品搬入時に建物、構造物等に損傷を与えた場合、受注者の負担において現状に戻すこと。
- (4) 搬入時期について、受注者は事前に係員と打合せ、指示を受けること。
- (5) 搬入・設置時に発生した廃材等は、受注者が関係法令に基づき適切に処分すること。
- (6) 保証について、納入完了後の検査合格から1年以内に、正常な使用にかかわらず物品に不具合が生じた際は、受注者が無償で納入物品の修理又は交換をすること。（1年以上の保証期間がある物品については、その保証期間とする）
- (7) 納入時に新品であり（メーカーからの出荷証明書を提出すること）、全ての機能が使用可能であること。

- (8) 同等品にて応札を行う場合、2月15日（木）正午までに総務政策課より事前の承認を得ること。承認にあたってはカタログまたは、上記仕様を満たしていることが確認できる書類を提出すること。なお、承認されない場合は、同等品での納品はできない。
- (9) 同等品とは規格（形状、材質、大きさ等）・品質・性能が、別紙の商品と同等以上であり、メーカーの既製品を基本とする。
- (10) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合、速やかに係員と協議すること。